KOSAN

2026

興産信用金庫の現況

2026 資料編

経営の内容（資料編）

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第103期（7.3.31現在）	第104期（8.3.31現在）
（資産の部）		
現　金	2,930	3,268
預け金	99,434	110,332
買入金銭債権	213	151
有価証券	65,256	63,897
国債	20,767	22,112
地方債	7,463	9,962
社債	22,447	21,662
株式	4,109	4,883
その他の証券	10,467	5,276
貸出金	250,587	253,317
割引手形	1,564	1,014
手形貸付	6,420	6,923
証書貸付	238,971	242,067
当座貸越	3,630	3,312
外国為替	78	11
外国他店預け	78	11
その他資産	3,098	3,305
未決済為替貸	302	214
信金中金出資金	2,190	2,190
前払費用	13	11
未収収益	313	494
金融派生商品	0	5
その他の資産	279	389
有形固定資産	5,444	5,967
建物	1,338	1,277
土地	3,815	3,619
建設仮勘定	－	801
その他の有形固定資産	291	269
無形固定資産	314	346
ソフトウェア	104	126
その他の無形固定資産	210	220
前払年金費用	344	399
繰延税金資産	251	－
債務保証見返	1,939	1,639
貸倒引当金	△1,287	△938
（うち個別貸倒引当金）	（△751）	（△478）
資産の部合計	428,606	441,699

（単位：百万円）

科　目	第103期（7.3.31現在）	第104期（8.3.31現在）
（負債の部）		
預金積金	398,054	408,434
当座預金	27,840	27,433
普通預金	168,556	177,459
貯蓄預金	451	435
通知預金	358	737
定期預金	187,360	188,991
定期積金	7,368	7,450
その他の預金	6,118	5,925
借用金	3,322	3,022
借入金	3,322	3,022
その他負債	2,175	2,209
未決済為替借	173	214
未払費用	325	536
給付補塡備金	3	6
未払法人税等	427	504
前受収益	39	44
払戻未済金	100	62
職員預り金	335	325
金融派生商品	0	4
資産除去債務	79	80
その他の負債	690	429
賞与引当金	193	203
役員退職慰労引当金	144	166
睡眠預金払戻損失引当金	13	6
偶発損失引当金	79	61
繰延税金負債	－	316
再評価に係る繰延税金負債	317	268
債務保証	1,939	1,639
負債の部合計	406,241	416,329
（純資産の部）		
出資金	2,619	2,684
普通出資金	2,619	2,684
利益剰余金	19,353	21,034
利益準備金	2,572	2,619
その他利益剰余金	16,780	18,414
特別積立金	7,900	7,900
（うち諸償却等準備積立金）	（1,200）	（1,200）
当期未処分剰余金	8,880	10,514
処分未済持分	△42	△30
会員勘定合計	21,930	23,687
その他有価証券評価差額金	△96	1,276
土地再評価差額金	530	406
評価・換算差額等合計	433	1,682
純資産の部合計	22,364	25,370
負債及び純資産の部合計	428,606	441,699

損益計算書

（単位：千円）

科　目	第103期（7.3.31 現在）	第104期（8.3.31 現在）
経常収益	6,157,298	7,474,431
資金運用収益	5,348,376	6,276,236
貸出金利息	4,293,095	4,781,109
預け金利息	222,615	525,188
有価証券利息配当金	789,561	918,850
その他の受入利息	43,104	51,087
役務取引等収益	537,671	543,620
受入為替手数料	199,021	201,189
その他の役務収益	338,649	342,431
その他業務収益	90,273	14,897
外国為替売買益	14,244	12,965
国債等債券売却益	74,387	－
国債等債券償還益	19	188
その他の業務収益	1,621	1,743
その他経常収益	180,977	639,677
貸倒引当金戻入益	－	149,380
償却債権取立益	58,153	7,364
株式等売却益	66,976	366,516
その他の経常収益	55,847	116,416
経常費用	5,788,184	5,792,064
資金調達費用	263,358	744,072
預金利息	237,902	715,701
給付補塡備金繰入額	490	5,157
借用金利息	20,270	18,590
その他の支払利息	4,695	4,624
役務取引等費用	118,370	118,648
支払為替手数料	52,947	51,831
その他の役務費用	65,422	66,816
その他業務費用	1,020,170	658,784
国債等債券売却損	1,017,887	655,139
国債等債券償還損	482	969
その他の業務費用	1,800	2,675
経費	4,058,146	4,010,546
人件費	2,433,863	2,490,945
物件費	1,439,402	1,336,659
税金	184,879	182,941
その他経常費用	328,138	260,012
貸倒引当金繰入額	36,378	－
貸出金償却	156,430	120,344
その他の経常費用	135,329	139,667
経常利益	369,113	1,682,367
特別利益	1,658,223	528,634
固定資産処分益	1,658,223	528,634
その他の特別利益	－	－
特別損失	8,684	3,190
固定資産処分損	6,338	1,955
その他の特別損失	2,346	1,235
税引前当期純利益	2,018,652	2,207,810
法人税、住民税及び事業税	532,202	604,595
法人税等調整額	△ 46,794	△ 31,317
法人税等合計	485,407	573,278
当期純利益	1,533,245	1,634,532
繰越金（当期首残高）	7,361,703	8,756,645
土地再評価差額金取崩額	△ 14,769	123,197
当期未処分剰余金	8,880,179	10,514,375

剰余金処分計算書

（単位：円）

科　目	第 103 期 （6.4.1 ～ 7.3.31）	第 104 期 （7.4.1 ～ 8.3.31）
当期未処分剰余金	8,880,179,379	10,514,375,794
積立金取崩額	―	―
利益準備金限度超過取崩額	―	―
剰余金処分額	123,533,817	143,073,890
利益準備金	46,880,000	64,398,000
普通出資に対する配当金	76,653,817	78,675,890
（配当率）	（年 3%の割合）	（年 3%の割合）
特別積立金	―	―
繰越金（当期末残高）	8,756,645,562	10,371,301,904

第 104 期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和 8 年 6 月 24 日

興産信用金庫

理事長　**田中　博**

令和 8 年 6 月 23 日開催の第 104 回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は信用金庫法第 39 条の 2 第 3 項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない様式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　38 年～ 47 年　その他　2 年～ 39 年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を考慮した予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店が一次の資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部資産管理課が二次の資産査定を行い、監査部監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、830 百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の費用処理方法は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額　1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,828,746 百万円
差引額　△ 31,890 百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月 31 日現在）
0.3221%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び年金財政計算上の別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 62 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時に標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 連合設立型確定給付企業年金基金における第 1 給付部分（共通部分）については、次のとおりであります。
①第 1 給付部分の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額　98 百万円
年金財政計算上の数理債務額　81 百万円
差引額　16 百万円
②第 1 給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月 31 日現在）
4.585%
③補足説明
過去勤務債務残高は 1 百万円であり、その償却方法は平成 22 年 4 月から 20 年での元利均等定率償却しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要

と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和 2 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等について、履行義務の充足が 1 年超となる取引はありません。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。貸倒引当金　929 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 7. に記載しております。貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 子会社の株式の総額　40 百万円

19. 子会社に対する金銭債務総額　101 百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額　4,823 百万円

21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	710 百万円
危険債権額	8,846 百万円
三月以上延滞債権額	−百万円
貸出条件緩和債権額	107 百万円
合計額	9,664 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,014 百万円であります。

23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	342 百万円
預け金	4,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	342 百万円
借入金	3,022 百万円

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、預け金 6,000 百万円、日銀補完貸付制度の担保として有価証券 18,674 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金等 247 百万円が含まれております。

24. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、それぞれ合理的な調整を行って算出しております。
なお、同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は 398 百万円であります。

25. 出資 1 口当たりの純資産額　4,780 円 98 銭
企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成 25 年 9 月 13 日企業会計基準委員会）に準じて算出しております。

26. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による ALM 委員会、リスク管理委員会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
ALM に関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会及びリスク管理委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総合企画部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び ALM 委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価または経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価または経済価値は、3,436 百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、有価証券、預金積金及び借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価等の評価技法（算定方式）については（注１）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預け金（＊１）	110,332	104,579	△ 5,753
（2）有価証券（＊１）	63,664	60,814	△ 2,850
満期保有目的の債券	22,112	19,262	△ 2,850
その他有価証券	41,552	41,552	－
（3）貸出金（＊１）	253,317		
貸倒引当金（＊２）	△ 929		
	252,388	252,291	△ 97
金融資産計	426,384	417,684	△ 8,700
（1）預金積金（＊１）	408,434	408,578	148
（2）借用金（＊１）	3,022	2,702	△ 319
金融負債計	411,456	411,280	△ 171

（＊１）預け金、有価証券、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 28. 、29. に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社株式（＊１）	40
非上場株式（＊１）	192
保証金等（＊２）	247
信金中金出資金（＊３）	2,190
合　計	2,669

（＊１）子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月 31 日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）保証金等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊３）信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月 17 日）第 24－16 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 5 年以内	５年超 10 年以内	10 年超
預け金	12,000	45,400	1,500	500
有価証券（＊１）	800	27,350	21,840	5,700
満期保有目的の債券	－	1,500	15,000	5,700
その他有価証券のうち満期があるもの	800	25,850	6,840	－
貸出金（＊２）	69,720	105,818	33,872	39,708
合　計	82,520	178,568	57,212	45,908

（＊１）有価証券の債券のうち、「期間ごとの償還予定額」は、元本についての償還予定額を記載しております。

（＊２）貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの及び期間の定めのないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 5 年以内	５年超 10 年以内	10 年超
預金積金（＊）	391,025	17,346	－	64
借用金	249	866	794	1,111
合　計	391,274	18,213	794	1,175

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29. まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	22,112	19,261	△ 2,850
	国債	22,112	19,261	△ 2,850
	小計	22,112	19,261	△ 2,850
合計		22,112	19,261	△ 2,850

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	4,488	1,877	2,610
	債　券	－	－	－
	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	その他	4,224	3,511	713
	小　計	8,712	5,388	3,323
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	162	185	△ 23
	債　券	31,625	33,066	△ 1,441
	国　債	－	－	－
	地方債	9,962	10,577	△ 614
	社　債	21,662	22,489	△ 826
	その他	1,052	1,124	△ 71
	小　計	32,840	34,376	△ 1,536
合　計		41,552	39,765	1,787

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	673	237	－
債　券	7,461	－	635
国　債	－	－	－
地方債	－	－	－
社　債	7,461	－	635
その他	6,421	216	19
合　計	14,556	454	655

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,062 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 3,871 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	250 百万円
賞与引当金	56
その他	304
繰延税金資産小計	612
評価性引当額	△ 297
繰延税金資産合計	314
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	511
前払年金費用	114
その他	6
繰延税金負債の合計	631
繰延税金負債の純額	316

損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額　13,747 千円
子会社との取引による費用総額　110,986 千円
3. 出資 1 口当たり当期純利益金額　309 円 36 銭
企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成 25 年 9 月 13 日）及び実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（平成 22 年 6 月 30 日）に準じて算出しております。
4. 令和元年度において、「資金運用収益」の「その他の受入利息」に含めていた地方公共団体からの利子補給金は、金額的重要性が増したため、令和 2 年度から「資金運用収益」の「貸出金利息」に含めて計上しております。
当事業年度においては「貸出金利息」として 139,486 千円計上しております。
5. その他の業務収益には、貸出金期限前弁済違約金 1,733 千円を含んでおります。
その他の経常収益には、出資金雑益繰入 33,603 千円、過年度不計上未収利息受入 20,326 千円、偶発損失引当金戻入益 18,612 千円、東京都損失補填金 13,186 千円、睡眠預金口座雑益繰入 9,641 千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入益 6,502 千円、出資未払配当金雑益繰入 6,039 千円、新春交流会参加費 2,863 千円、団信配当金 2,004 千円、共済会等配当 1,257 千円、を含んでおります。
その他の業務費用には、障害者雇用納付金 2,675 千円を含んでおります。
その他の経常費用には、信用保証協会責任共有制度負担金 136,897 千円、貸出債権売却損 1,486 千円を含んでおります。
その他の特別損失は、店舗統廃合費用であります。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
（1）報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期
（2）令和 7 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	169

（注）
1. 対象役員に該当する理事は 8 名、監事は 2 名です。（期中に退任した者を含みます。）
2. 上記の内訳は、「基本報酬」143 百万円、「賞与」3 百万円、「退職慰労金」23 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
（3）その他
「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 2 条第 1 項第 3 号第 4 号及び第 6 号並びに第 3 条第 1 項第 3 号第 4 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和 7 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
（注）
1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和 7 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和 7 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営に関する指標

（注）計数は、原則として金額の場合は単位未満を切り捨て、比率の場合は小数点第３位未満を切り捨て、構成比の場合は小数点第２位未満を切り捨てにより表示しております。

業務粗利益・業務純益

「業務粗利益」は、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金運用収支」、各種手数料の収支を示す「役務取引等収支」、外国為替の売買損益等を示す「その他業務収支」から構成されています。
「業務純益」は、金融機関の主要な本来業務での収益状況をもっとも的確に示す重要な指標であり、信用金庫法に基づく報告書様式（決算速報）によって算出したものです。具体的には、この「業務粗利益」から経費と一般貸倒引当金の純繰入額等を差し引いたものです。

（単位：千円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
資金運用収支	5,130,720	5,085,017	5,532,164
資金運用収益	5,216,522	5,348,376	6,276,236
資金調達費用	85,802	263,358	744,072
役務取引等収支	382,940	419,300	424,972
役務取引等収益	503,722	537,671	543,620
役務取引等費用	120,782	118,370	118,648
その他業務収支	△519,503	△929,897	△643,887
その他業務収益	39,697	90,273	14,897
その他業務費用	559,201	1,020,170	658,784
業務粗利益	4,994,156	4,574,421	5,313,249
業務粗利益率（%）	1.22	1.12	1.28
業務純益	1,044,723	749,744	1,326,502
実質業務純益	1,044,723	540,075	1,326,502
コア業務純益	1,579,363	1,484,038	1,982,423
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	1,579,363	1,484,038	1,894,467

（注）
1. 業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

（単位：平均残高　百万円、利息　千円、利回り　%）

	令和６年度			令和７年度		
	平均残高	利　息	利回り	平均残高	利　息	利回り
資金運用勘定	407,002	5,348,376	1.31	416,204	6,276,236	1.50
うち貸出金	247,459	4,293,095	1.73	250,424	4,781,109	1.90
うち預け金	90,460	222,615	0.24	100,594	525,188	0.52
うち買入金銭債権	228	1,918	0.84	176	1,717	0.97
うち有価証券	66,613	789,561	1.18	62,794	918,850	1.46
資金調達勘定	393,960	263,358	0.06	400,607	744,858	0.18
うち預金積金	390,148	238,393	0.06	397,133	720,858	0.18
うち借用金	3,488	20,270	0.58	3,148	18,590	0.59

（注）1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和６年度 416 百万円　令和７年度 353 百万円）を控除しております。
2. 資金の運用、調達の構成を示しています。

利鞘

「総資金利鞘」は、「資金運用利回」から「資金調達原価率」を差し引いたもので、運用資金全体の収益力をみる指標です。

（単位：%）

	令和６年度	令和７年度
資金運用利回	1.31	1.50
資金調達原価率	1.09	1.18
総資金利鞘	0.22	0.32

総資産利益率

この比率は、資産規模に対する利益の比率をみる指標です。

（単位：%）

	令和６年度	令和７年度
総資産経常利益率	0.08	0.39
総資産当期純利益率	0.36	0.38

（注）
総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}}$×100

受取利息・支払利息の分析

（単位：千円）

	令和６年度			令和７年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 118,062	249,838	131,776	30,696	888,979	919,675
うち貸出金	△ 75,122	45,770	△ 29,352	51,452	436,561	488,014
うち預け金	7,454	121,948	129,403	24,937	277,635	302,573
うち買入金銭債権	604	282	886	△ 432	232	△ 200
うち有価証券	△ 50,999	81,837	30,838	△ 45,261	174,549	129,288
支払利息	△ 2,394	179,955	177,560	2,296	478,488	480,785
うち預金積金	△ 433	179,678	179,245	4,268	478,196	482,464
うち借用金	△ 1,961	276	△ 1,684	△ 1,971	292	△ 1,679

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

受取利息と支払利息の前年度と比べた増減要因を分析しています。

預貸率

（単位：%）

	令和６年度	令和７年度
期　　末	62.95	62.02
期中平均	63.42	63.05

（注）国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

お客様からお預かりした預金のうちどのくらいを貸出金として運用しているかを示す指標です。

預証率

（単位：%）

	令和６年度	令和７年度
期　　末	16.39	15.64
期中平均	17.07	15.81

（注）国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

お客様からお預かりした預金のうちどのくらいを有価証券として運用しているかを示す指標です。

経費の内訳

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度
人件費	2,433,863	2,490,945
報酬給料手当	1,961,339	2,021,760
退職給付費用	155,242	179,605
その他	317,281	289,579
物件費	1,439,402	1,336,659
事務費	639,626	573,815
うち旅費・交通費	16,199	16,641
通信費	40,169	43,079
事務機械賃借料	4,724	5,191
事務委託費	408,712	394,212
固定資産費	356,672	305,368
うち土地建物賃借料	113,954	110,641
保全管理費	148,852	140,586
事業費	122,914	144,173
うち広告宣伝費	48,842	58,484
交際費･寄贈費･諸会費	42,061	52,550
人事厚生費	35,790	35,665
減価償却費	228,738	221,922
その他	55,660	55,714
税　金	184,879	182,941
合　　計	4,058,146	4,010,546

預金に関する指標

預金科目別平均残高

（単位：残高　百万円、構成比　%）

	令和６年度		令和７年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	193,104	49.4	197,672	49.7
当座預金	26,698	6.8	26,300	6.6
普通預金	164,160	42.0	168,880	42.5
貯蓄預金	437	0.1	449	0.1
通知預金	348	0.0	613	0.1
別段預金	1,303	0.3	1,273	0.3
納税準備預金	155	0.0	155	0.0
定期性預金	197,007	50.4	199,444	50.2
定期預金	189,361	48.5	192,091	48.3
定期積金	7,646	1.9	7,352	1.8
その他	36	0.0	16	0.0
非居住者円預金	–	–	–	–
外貨預金	36	0.0	16	0.0
計	390,148	100.0	397,133	100.0
譲渡性預金	–	–	–	–
合　計	390,148	100.0	397,133	100.0

（注）国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

定期預金残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
固定金利定期預金	187,352	188,983
変動金利定期預金	2	7
その他	6	0
合　計	187,360	188,991

預金者別残高

（単位：残高　百万円、構成比　%）

	令和６年度		令和７年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比
個　人	202,478	50.8	204,500	50.0
法　人	195,575	49.1	203,934	49.9
うち一般法人	168,073	42.2	177,455	43.4
うち金融機関	18,167	4.5	16,744	4.0
うち公金	9,334	2.3	9,733	2.3
合　計	398,054	100.0	408,434	100.0

財形貯蓄残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
財形貯蓄	74	67

一店舗当たりの預金残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
期末残高	22,114	22,690
平均残高	21,674	22,063

役職員一人当たりの預金残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
期末残高	1,288	1,300
平均残高	1,226	1,244

貸出金に関する指標

貸出金科目別平均残高

（単位：残高　百万円、構成比　%）

	令和６年度		令和７年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	1,511	0.6	1,387	0.5
手形貸付	5,875	2.3	6,449	2.5
証書貸付	237,117	95.8	239,556	95.6
当座貸越	2,953	1.1	3,030	1.2
合　　計	247,459	100.0	250,424	100.0

（注）国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

貸出金金利区分別残高

（単位：残高　百万円、構成比　%）

	令和６年度		令和７年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比
固定金利	136,072	54.3	130,354	51.4
変動金利	114,515	45.6	122,963	48.5
短期プライムレート	111,329	44.4	120,270	47.4
長期プライムレート	3,185	1.2	2,692	1.0
合　　計	250,587	100.0	253,317	100.0

貸出金業種別残高

（単位：残高　百万円、構成比　%）

	令和６年度		令和７年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比
製造業	12,428	4.9	10,839	4.2
農業、林業	7	0	−	−
建設業	15,977	6.3	15,085	5.9
情報通信業	9,542	3.8	8,778	3.4
運輸業、郵便業	4,072	1.6	4,426	1.7
卸売業、小売業	44,203	17.6	42,741	16.8
金融業、保険業	286	0.1	274	0.1
不動産業	84,053	33.5	90,710	35.8
物品賃貸業	667	0.2	701	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	10,427	4.1	9,854	3.8
宿泊業	4,165	1.6	4,019	1.5
飲食業	8,488	3.3	8,314	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,905	0.7	1,726	0.6
教育、学習支援業	1,245	0.4	1,276	0.5
医療、福祉	1,378	0.5	1,568	0.6
その他のサービス	24,952	9.9	26,086	10.2
小　　計	223,796	89.3	226,404	89.3
地方公共団体	−	−	−	−
個　人	26,791	10.6	26,913	10.6
合　　計	250,587	100.0	253,317	100.0
会　員	249,547	99.5	252,353	99.6
会員外	1,039	0.4	964	0.3

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

当金庫の融資先は、不動産業、卸売・小売業、個人、その他のサービス業の順となっており、業種別ではバランスのとれた構成比となっています。

貸倒引当金内訳

P25 のロ一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額に準じており、掲載を省略しております。

貸出金償却額

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度
貸出金償却額	241,910	288,756

直接引き落とした償却額となっています。

貸出金に関する指標

貸出金使途別残高

（単位：残高　百万円、構成比　%）

	令和６年度		令和７年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比
設備資金	66,269	26.4	72,483	28.6
運転資金	184,317	73.5	180,834	71.3
合　　計	250,587	100.0	253,317	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
消費者ローン	1,969	1,493
住宅ローン	11,880	12,183
合　　計	13,849	13,676

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
当金庫預金積金	5,053	4,700
有価証券	39	92
動　産	－	－
不動産	81,199	87,866
その他	－	－
計	86,292	92,659
信用保証協会・信用保険	95,654	88,949
保　証	13,279	13,538
信　用	55,360	58,170
合　　計	250,587	253,317

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
当金庫預金積金	0	0
有価証券	－	－
動　産	－	－
不動産	1,617	1,419
その他	－	－
計	1,618	1,420
信用保証協会・信用保険	－	－
保　証	63	59
信　用	255	156
合　　計	1,936	1,635

代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

代理貸付は、当金庫が他の金融機関との業務委託契約に基づいて委託金融機関の資金を貸出する制度です。

	令和６年度	令和７年度
信金中央金庫	1,936	1,635
日本政策金融公庫	0	0
住宅金融支援機構	223	227
福祉医療機構	－	－
合　　計	2,160	1,863

有価証券に関する指標

一店舗当たりの貸出金残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
期末残高	13,921	14,073
平均残高	13,747	13,912

役職員一人当たりの貸出金残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
期末残高	810	806
平均残高	778	785

有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

	令和７年度							
	１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　債	－	489	961	2,370	12,629	5,662	－	22,112
地方債	－	478	5,474	2,652	1,357	－	－	9,962
社　債	799	5,250	13,426	2,185	－	－	－	21,662
株　式	－	－	－	－	－	－	4,883	4,883
外国証券	－	－	－	－	－	－	－	－
投資信託	－	750	600	－	－	－	3,925	5,276
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

（単位：百万円）

	令和６年度							
	１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　債	2,400	－	484	－	12,223	5,659	－	20,767
地方債	1,000	－	－	3,226	3,236	－	－	7,463
社　債	598	2,272	8,327	10,322	926	－	－	22,447
株　式	－	－	－	－	－	－	4,109	4,109
外国証券	－	－	－	－	－	－	4,774	4,774
投資信託	189	686	180	88	－	－	4,549	5,693
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

有価証券の種類別残高

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国　債	20,767	19,845	22,112	21,793
地方債	7,463	6,469	9,962	9,198
社　債	22,447	27,717	21,662	22,288
株　式	4,109	2,518	4,883	2,440
外国証券	4,774	4,204	－	2,005
投資信託	5,693	5,857	5,276	5,068
その他の証券	－	－	－	－
合　計	65,256	66,613	63,897	62,794

有価証券は、余裕資金の運用手段の一つとして位置付けております。
運用に際しては、国債等を中心とした高格付けの債券を投資対象とし、選定しています。

有価証券に関する指標

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	1,384	1,385	0	－	－	－
	小　計	1,384	1,385	0	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	19,383	17,756	△1,626	22,112	19,261	△2,850
	小　計	19,383	17,756	△1,626	22,112	19,261	△2,850
合　計		20,767	19,141	△1,626	22,112	19,261	△2,850

（注）1.「時価」は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.「時価」を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	3,486	1,988	1,497	4,488	1,877	2,610
	債　券	－	－	－	－	－	－
	国　債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社　債	－	－	－	－	－	－
	その他	1,225	861	363	4,224	3,511	713
	小　計	4,712	2,850	1,861	8,712	5,388	3,323
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	411	509	△97	162	185	△23
	債　券	29,910	31,403	△1,492	31,625	33,066	△1,441
	国　債	－	－	－	－	－	－
	地方債	7,463	7,798	△335	9,962	10,577	△614
	社　債	22,447	23,605	△1,157	21,662	22,489	△825
	その他	9,242	9,648	△405	1,052	1,124	△71
	小　計	39,565	41,561	△1,996	32,840	34,376	△1,536
合　計		44,277	44,411	△134	41,552	39,765	1,787

（注）1.「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

種　類	令和６年度	令和７年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	40	40
非上場株式	171	192
組合出資金	－	－
合　計	211	232

その他

内国為替取扱実績

（単位：件数　件、金額　百万円）

		令和６年度		令和７年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額
送金・振込	仕向為替	467,042	779,845	482,806	795,622
	被仕向為替	417,816	817,145	426,796	842,748
代金取立	仕向為替	－	－	－	－
	被仕向為替	－	－	1	0

外国為替取扱実績

（単位：件数　件、金額　千米ドル）

	令和６年度		令和７年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額
貿易取引	704	34,911	653	33,666
輸　出	140	18,795	193	19,190
輸　入	564	16,116	460	14,476
貿易外取引	312	7,142	264	2,412
海外送金他	310	7,142	261	2,406
外貨預金	2	0	3	5
インパクトローン	－	－	－	－
外貨両替	－	－	－	－
合　　計	1,016	42,053	917	36,079
信用状開設	2	228	2	212

外貨建資産残高

（単位：千米ドル）

	令和６年度	令和７年度
外貨貸出金	－	－
外国他店預け	523	70
取立外国為替	－	－
外国通貨	－	－
コールローン	－	－
合　　計	523	70

外国他店預けは、他の金融機関に預けている外貨建の流動性預金です。取立外国為替は、輸入業者への輸入ユーザンス（本邦ローン）などです。

自動機器設置台数

（単位：台）

	令和６年度	令和７年度
現金自動預入支払機（ATM）	39	39

公共債引受及び窓口販売実績

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
公共債引受額	－	－
国　債	－	－
政保債	－	－
窓口販売実績	113	178

デリバティブ取引の状況

（単位：百万円）

区分	種類	令和６年度				令和７年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	先物為替予約								
	売　建	5	－	5	0	105	－	110	5
	買　建	5	－	5	0	104	－	110	△4

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

先物外国為替取引以外の取引所金融先物取引、金融デリバティブ取引、オプション取引等に該当する取引はありません。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

金庫及び子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の内容及び組織の構成

企業集団は、当金庫、子会社１社で構成され、信用金庫業務を中心に事務受託業務などの金融サービスを提供しております。

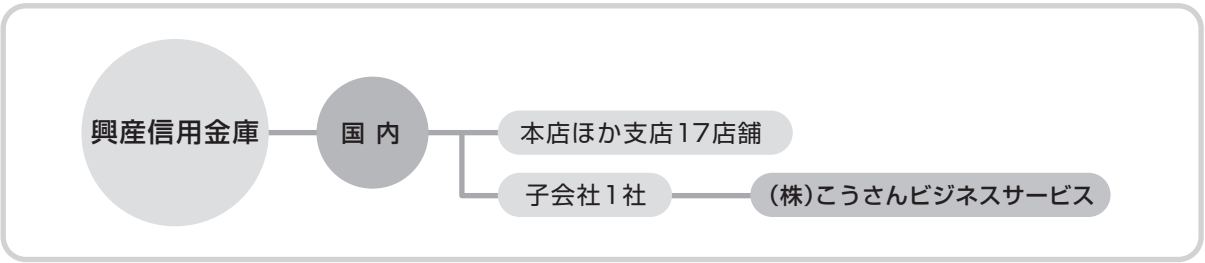

子会社の状況

会　社　名	所　在　地	事業の内容	設立年月日	資本金	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)こうさんビジネスサービス	江戸川区篠崎町７－９－３	事務用品販売、不動産管理事務受託	平成３年６月12日	4,000万円	100%	－

※上記子会社は、金庫の 100%出資子会社です。

令和７年度の業績（連結）

厳しい金融環境の中、当金庫グループ全体で経営の合理化、効率化に努めました結果、経常利益は 1,689 百万円、当期純利益は 1,640 百万円を計上することができました。また、当金庫グループ全体の健全性・安全性を示す連結自己資本比率は前年度末比 0.39 ポイント上昇し 12.02%となりました。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	令和６年度	令和７年度	科　目	令和６年度	令和７年度
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預け金	102,364	113,603	預金積金	397,956	408,333
買入金銭債権	213	151	借用金	3,322	3,022
有価証券	65,216	63,857	その他負債	2,182	2,217
貸出金	250,587	253,317	賞与引当金	193	203
外国為替	78	11	役員退職慰労引当金	144	166
その他資産	3,104	3,313	睡眠預金払戻損失引当金	13	6
有形固定資産	5,444	5,967	偶発損失引当金	79	61
建物	1,338	1,277	繰延税金負債	－	316
土地	3,815	3,619	再評価に係る繰延税金負債	317	268
建設仮勘定	－	801	債務保証	1,939	1,639
その他の有形固定資産	291	269	負債の部合計	406,150	416,235
無形固定資産	314	346	（純資産の部）		
ソフトウェア	104	126	出資金	2,619	2,684
その他の無形固定資産	210	220	利益剰余金	19,410	21,097
退職給付に係る資産	344	399	処分未済持分	△ 42	△ 30
繰延税金資産	251	－	会員勘定合計	21,988	23,751
債務保証見返	1,939	1,639	その他有価証券評価差額金	△ 96	1,276
貸倒引当金	△ 1,287	△ 938	土地再評価差額金	530	406
			評価・換算差額等合計	433	1,682
			純資産の部合計	22,422	25,434
資産の部合計	428,572	441,669	負債及び純資産の部合計	428,572	441,669

連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
経常収益	6,156,611	7,473,565
資金運用収益	5,348,376	6,276,236
貸出金利息	4,293,095	4,781,109
預け金利息	222,615	525,188
有価証券利息配当金	789,561	918,850
その他の受入利息	43,104	51,087
役務取引等収益	537,647	543,593
その他業務収益	90,273	14,897
その他経常収益	180,313	638,839
貸倒引当金戻入益	－	149,380
償却債権取立益	58,153	7,364
その他の経常収益	122,160	482,095
経常費用	5,782,751	5,783,999
資金調達費用	263,316	743,905
預金利息	237,860	715,533
給付補填備金繰入額	490	5,157
借用金利息	20,270	18,590
その他の支払利息	4,695	4,624
役務取引等費用	118,370	118,648
その他業務費用	1,020,170	658,784
経費	3,971,445	3,899,424
その他経常費用	409,447	363,236
貸倒引当金繰入額	36,378	－
貸出金償却	156,430	120,344
その他の経常費用	216,638	242,892
経常利益	373,860	1,689,566
特別利益	1,658,223	528,634
固定資産処分益	1,658,223	528,634
その他の特別利益	－	－
特別損失	8,684	3,190
固定資産処分損	6,338	1,955
その他の特別損失	2,346	1,235
税金等調整前当期純利益	2,023,399	2,215,009
法人税、住民税及び事業税	533,116	605,524
法人税等調整額	△ 46,794	△ 31,317
法人税等合計	486,321	574,207
当期純利益	1,537,077	1,640,802
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	1,537,077	1,640,802

連結剰余金計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	17,964,099	19,410,615
利益剰余金増加高	1,537,077	1,640,802
当期純利益	1,537,077	1,640,802
利益剰余金減少高	75,792	76,653
配当金	75,792	76,653
利益剰余金期末残高	19,410,615	21,097,962

信用金庫法開示債権

（単位：百万円）

区　　分	令和６年度	令和７年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,490	710
危険債権	7,717	8,846
三月以上延滞債権	－	－
貸出条件緩和債権	111	107
小計（A）	9,319	9,664
正常債権（B）	243,717	245,427
総与信残高（A）＋（B）	253,036	255,091

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5.「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

連結自己資本比率（国内基準）

P35 の 2．自己資本の構成に関する事項に記載しております。

「連結自己資本比率」は、国内基準を大きく上回っています。

（注）「連結自己資本比率」は、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適正であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号) に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

主要な連結経営指標

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
連結経常収益	6,193	5,911	6,448	6,156	7,434
連結経常利益	1,915	948	1,521	373	1,689
親会社株主に帰属する当期純利益	1,657	541	1,197	1,537	1,640
連結純資産額	20,253	19,523	21,544	22,422	25,434
連結総資産額	455,963	424,588	424,312	428,572	441,669
連結自己資本比率	10.90%	10.66%	10.72%	11.63%	12.02%

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で事業用不動産の管理、事務用品の販売等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　38 年～ 47 年　その他　2 年～ 39 年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を考慮し予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店が一次の資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部資産管理課が二次の資産査定を行い、監査部監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、830 百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の費用処理方法は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額　1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額　1,828,746 百万円
差引額　△ 31,890 百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
（令和 7 年 3 月 31 日現在）
0.3234%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び年金財政計算上の別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 62 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時に標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

10. 連合設立型確定給付企業年金基金における第 1 給付部分（共通部分）については、次のとおりであります。
①第 1 給付部分の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額　98 百万円
年金財政計算上の数理債務額　81 百万円
差引額　16 百万円
②第 1 給付部分全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
（令和 7 年 3 月 31 日現在）
4.585%
③補足説明
過去勤務債務残高は 1 百万円であり、その償却方法は平成 22 年 4 月から 20 年での元利均等定率償却しております。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和 2 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等について、履行義務の充足が 1 年超となる取引はありません。

16. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

17. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。貸倒引当金　929 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 7. に記載しております。貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を

及ぼす可能性があります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額　4,824 百万円

19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	710 百万円
危険債権額	8,846 百万円
三月以上延滞債権額	ー百万円
貸出条件緩和債権額	107 百万円
合計額	9,664 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,014 百万円であります。

21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	342 百万円
預け金	4,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	342 百万円
借入金	3,022 百万円

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、預け金 6,000 百万円、日銀補完貸付制度の担保として有価証券 18,674 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金等 247 百万円が含まれております。

22. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、それぞれ合理的な調整を行って算出しております。
なお、同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は 398 百万円であります。

23. 出資 1 口当たりの純資産額　4,793 円 01 銭
企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成 25 年 9 月 13 日企業会計基準委員会）に準じて算出しております。

24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫グループは、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による ALM 委員会、リスク管理委員会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫グループは、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
ALM に関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会及びリスク管理委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総合企画部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、ALM 委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価または経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価または経済価値は、3,436 百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金、有価証券、預金積金及び借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項
令和８年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方式）については（注１）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注２）。また、買入手形及びコールローン、買現先勘定、債券貸借支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形及びコールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保保証金並びにコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預け金（＊1）	110,332	104,579	△5,753
（2）有価証券（＊1）	63,664	60,814	△2,850
満期保有目的の債券	22,112	19,262	△2,850
その他有価証券	41,552	41,522	－
（3）貸出金（＊1）	253,317		
貸倒引当金（＊2）	△929		
	252,388	252,291	△97
金融資産計	426,384	417,684	△8,700
（1）預金積金（＊1）	408,434	408,578	148
（2）借用金（＊1）	3,022	2,702	△319
金融負債計	411,456	411,280	△171

（＊1）預け金、有価証券、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（1）現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26. 27. に記載しております。
（3）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債
（1）預金積金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
（2）借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。
固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	192
保証金等（＊2）	247
信金中金出資金（＊3）	2,190
合　計	2,629

（＊1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）保証金等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊3）信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	12,000	45,400	1,500	500
有価証券	800	27,350	21,840	5,700
満期保有目的の債券	－	1,500	15,000	5,700
その他有価証券のうち満期があるもの	800	25,850	6,840	－
貸出金	69,720	105,818	33,872	39,708
合　計	82,520	178,568	57,212	45,908

（注１）有価証券の債券のうち、「期間ごとの償還予定額」は、元本についての償還予定額を記載しております。
（注２）貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの及び期間の定めのないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	391,025	17,346	－	64
借用金	249	866	794	1,111
合　計	391,274	18,213	794	1,175

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	小計	－	－	－
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	22,112	19,261	△2,850
	国債	22,112	19,261	△2,850
	小計	22,112	19,261	△2,850
合　計		22,112	19,261	△2,850

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	4,488	1,877	2,610
	債　券	−	−	−
	国　債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	社　債	−	−	−
	その他	4,224	3,511	713
	小　計	8,712	5,388	3,323
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	162	185	△ 23
	債　券	31,625	33,066	△ 1,441
	国　債	−	−	−
	地方債	9,962	10,577	△ 614
	社　債	21,662	22,489	△ 826
	その他	1,052	1,124	△ 71
	小　計	32,840	34,376	△ 1,536
合　計		41,552	39,765	1,787

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	673	237	−
債　券	7,461	−	635
国　債	−	−	−
地方債	−	−	−
社　債	7,461	−	635
その他	6,421	216	19
合　計	14,556	454	655

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,062 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 3,871 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	250 百万円
賞与引当金	56
その他	304
繰延税金資産小計	612
評価性引当額	△ 297
繰延税金資産合計	314
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	511
前払年金費用	114
その他	6
繰延税金負債の合計	631
繰延税金負債の純額	316

連結損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資 1 口当たり当期純利益金額　　310 円 55 銭
企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成 25 年 9 月 13 日）及び実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（平成 22 年 6 月 30 日）に準じて算出しております。

3. 令和元年度において、「資金運用収益」の「その他の受入利息」に含めていた地方公共団体からの利子補給金は、金額的重要性が増したため、令和 2 年度から「資金運用収益」の「貸出金利息」に含めて計上しております。
当連結会計年度においては「貸出金利息」として 139,486 千円計上しております。

4. その他の業務収益には、貸出金期限前弁済違約金 1,733 千円を含んでおります。
その他の経常収益には、出資金雑益繰入 33,603 千円、過年度不計上未収利息受入 20,326 千円、偶発損失引当金戻入益 18,612 千円、東京都損失補填金 13,186 千円、睡眠預金口座雑益繰入 9,641 千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入益 6,502 千円、出資未払配当金雑益繰入 6,039 千円、新春交流会参加費 2,863 千円、団信配当金 2,004 千円、共済会等配当 1,257 千円、を含んでおります。
その他の業務費用には、障害者雇用納付金 2,675 千円を含んでおります。
その他の経常費用には、信用保証協会責任共有制度負担金 136,897 千円、貸出債権売却損 1,486 千円を含んでおります。
その他の特別損失は、店舗統廃合費用であります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

自己資本の充実の状況等について（単体）

バーゼルⅢ第３の柱に係るディスクロージャー項目

自己資本比率規制（BIS 規制）に従った「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（告示）により、自己資本の充実の状況等についての「定性的な事項」と「定量的な事項」を開示いたします。

＜ご覧いただくにあたっての留意点＞

連結における定性的な開示事項は、単体の開示事項の内容と同様であるため、省略しております。

当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、一部「地域別」の区分は省略しております。

Ⅰ．単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	令和６年度	令和７年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,854	23,608
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,619	2,684
うち、利益剰余金の額	19,353	21,034
うち、外部流出予定額（△）	76	78
うち、上記以外に該当するものの額	△ 42	△ 30
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	536	459
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	536	459
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	22,390	24,068
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	314	346
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	314	346
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	246	285
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	560	631
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	21,830	23,436
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	179,127	186,007
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,098	△ 5,825
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	9,146	9,459
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	188,273	195,467
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.59%	11.99%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目と調整項目で構成されております。令和６年度、７年度の自己資本額のうち、当金庫で積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2．定量的及び定性的な開示事項

（１）自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫では、自己資本比率規制の下、信用リスクについては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法を採用して自己資本比率を算出しております。このBIS基準による計測の結果、当金庫の自己資本比率は11.99%を確保することができ、国内基準の4%を大きく上回ることができました。

自己資本の充実度に関しまして、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っております。一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセットの額の合計	179,127	7,165	186,007	7,440
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	184,956	7,398	188,266	7,530
ソブリン向け	331	13	21	0
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,178	407	12,039	481
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－
法人等向け	62,734	2,509	61,195	2,447
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,846	1,393	30,946	1,237
トランザクター向け	13	0	11	0
不動産関連向け	40,145	1,605	49,595	1,983
自己居住用不動産等向け	2,813	112	2,894	115
賃貸用不動産向け	4,477	179	6,264	250
事業用不動産関連向け	32,835	1,313	40,436	1,617
その他不動産関連向け	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	10	0	－	－
延滞等向け	5,624	224	6,489	259
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	332	13	240	9
取立未済手形	60	2	42	1
信用保証協会等による保証付	5,538	221	5,429	217
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
株式等	15,507	620	12,137	485
上記以外	9,646	385	10,128	405
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	66	2	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,200	88	2,190	87
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー	192	7	－	－
上記以外のエクスポージャー	7,187	287	7,938	317

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化 STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化 短期 STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化 不良債権証券化適用分	－	－	－	－
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,227	129	3,449	137
ルック・スルー方式	3,227	129	3,449	137
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 9,098	△ 363	△ 5,825	△ 233
⑥CVA リスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）	41	1	1	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	－	－
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,146	365	9,459	378
BI	5,453		6,306	
BIC	654		756	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	188,273	7,530	195,467	7,818

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセット× 4%
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体のことです。
4．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6．当金庫は、標準的計測手法かつＩＬＭを「1」によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。
7．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× 4%

（２）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の５原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」とそれに基づく各種規則を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査･与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制とし、適切な案件審査･与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先は未保全額の全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・S&P グローバル・レーティング

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ＼ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
国内	428,235	442,902	252,653	256,600	60,591	62,110	2,858	227	9,360	9,681
国外	4,800	–	–	–	4,800	–	–	–	–	–
地域別合計	**433,035**	**442,902**	**252,653**	**256,600**	**65,391**	**62,110**	**2,858**	**227**	**9,360**	**9,681**
				–		–				–
製造業	18,129	14,182	12,508	10,911	5,621	3,270	–	–	235	187
農・林・漁・鉱業	8	10	8	10	–	–	–	–	–	6
建設業	16,704	15,823	16,024	15,143	679	679	–	–	352	211
電気・ガス・熱供給・水道業	499	–	–	–	499	–	–	–	–	–
情報通信業	12,602	12,236	9,583	8,806	2,655	3,128	–	–	376	513
運輸業、郵便業	4,321	4,624	4,128	4,465	193	158	–	–	130	106
卸売業、小売業	45,831	45,812	43,722	42,582	2,108	3,229	–	–	3,374	3,495
金融業、保険業	107,168	121,493	287	289	4,875	8,449	–	–	–	–
不動産業	92,738	99,515	86,125	92,610	3,552	3,847	–	–	1,919	1,929
物品賃貸業	667	1,805	667	731	–	1,073	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	10,439	9,867	10,439	9,867	–	–	–	–	580	606
宿泊業	4,169	4,024	4,169	4,024	–	–	–	–	–	–
飲食業	8,663	8,465	8,663	8,465	–	–	–	–	340	391
生活関連サービス業、娯楽業	1,928	1,750	1,928	1,750	–	–	–	–	46	48
教育・学習支援業	1,297	1,328	1,297	1,328	–	–	–	–	43	118
医療・福祉	1,380	1,570	1,380	1,570	–	–	–	–	2	1
その他のサービス	30,781	27,678	25,186	26,362	5,294	994	–	–	1,456	1,232
国・地方公共団体等	29,567	33,791	–	–	29,560	33,684	–	–	–	–
個人	25,840	27,187	25,832	27,178	–	–	–	–	501	831
その他	20,294	11,734	700	500	10,350	3,592	2,858	227	–	–
業種別合計	**433,035**	**442,902**	**252,653**	**256,600**	**65,391**	**62,110**	**2,858**	**227**	**9,360**	**9,681**

１年以下	63,699	59,326	42,816	46,151	4,300	800	–	–
１年超３年以下	64,472	79,641	31,382	32,152	3,011	7,033	–	–
３年超５年以下	46,129	74,131	32,181	47,903	9,348	21,191	–	–
５年超７年以下	62,428	34,951	46,925	27,308	14,467	7,642	–	–
７年超 10 年以下	47,213	43,107	29,531	27,459	16,682	14,148	–	–
10 年超	76,164	80,487	69,504	74,324	5,659	5,662	–	–
期間の定めのないもの	72,927	71,256	312	1,301	11,919	5,630	2,858	227
残存期間別合計	**433,035**	**442,902**	**252,653**	**256,600**	**65,391**	**62,110**	**2,858**	**227**

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
2．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4．CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和６年度	746	536	－	746	536
	令和７年度	536	460	－	536	460
個別貸倒引当金	令和６年度	672	751	167	505	751
	令和７年度	751	478	200	550	478
合　計	令和６年度	1,418	1,287	167	1,251	1,287
	令和７年度	1,287	938	200	1,087	938

（注）当金庫では、単体自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
製造業	16	3	△13	5	3	9	25	0
農・林・漁・鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	77	45	△31	△43	45	1	116	39
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	52	58	6	△17	58	40	12	58
運輸業、郵便業	1	0	△1	0	0	0	0	0
卸売業、小売業	314	338	24	△51	338	287	56	37
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	51	33	△17	△33	33	0	6	15
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	0	40	40	1	40	42	1	27
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	62	10	△51	8	10	19	10	0
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－
教育・学習支援業	6	5	0	0	5	6	－	－
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	－	－
その他のサービス	67	190	123	△161	190	29	12	109
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	22	22	0	18	22	41	0	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	672	751	78	△272	751	478	243	288

（注）1．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．「貸出金償却」は、個別貸倒引当金の目的取崩額と相殺する前の計数を記載しております。
3．当金庫では、単体自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
4．業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和６年度					
現金	2,930	－	2,930	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	－	55,981	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,939	－	1,939	－	147	8%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	7,798	－	7,798	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	790	－	790	－	158	20%
国際開発銀行向け	54	－	54	－	－	0%
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	3	－	3	－	0	20%
地方三公社向け	122	－	122	－	24	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	68,525	－	68,525	－	10,178	15%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	86,260	3,026	81,563	496	62,734	76%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	49,699	11,906	44,484	1,393	34,846	76%
トランザクター向け	－	7,695	－	48	13	27%
不動産関連向け	46,986	321	46,213	321	40,145	86%
自己居住用不動産等向け	8,653	－	8,623	－	2,813	33%
賃貸用不動産向け	5,938	60	5,900	60	4,477	75%
事業用不動産関連向け	32,394	260	31,690	260	32,853	103%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	6	－	6	－	10	150%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,084	263	3,976	4	5,624	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	323	21	323	21	332	96%
取立未済手形	302	－	302	－	60	20%
信用保証協会等による保証付	83,034	16	83,034	1	5,538	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	6,065	379	6,065	379	15,507	241%
合　計	414,910	15,935	404,116	2,619	175,309	43%

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和７年度					
現金	3,268	－	3,268	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,635	－	62,635	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	10,577	－	10,577	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	106	－	106	－	21	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	76,422	－	76,422	－	12,039	16%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	81,535	3,291	77,077	296	61,195	79%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	46,551	12,975	41,359	1,370	30,946	72%
トランザクター向け	－	8,424	－	43	11	27%
不動産関連向け	59,715	299	58,787	299	49,595	84%
自己居住用不動産等向け	9,181	－	9,153	－	2,894	32%
賃貸用不動産向け	9,339	53	9,289	53	6,264	67%
事業用不動産関連向け	41,193	246	40,344	246	40,436	100%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,793	148	4,683	4	6,489	138%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	241	－	240	－	240	100%
取立未済手形	214	－	214	－	42	20%
信用保証協会等による保証付	75,584	16	75,584	1	5,429	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,854	116	4,854	116	12,253	246%
合　計	426,500	16,848	415,811	2,089	178,254	43%

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和６年度															
現金	2,930	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,426	–	–	361	–	–	–	–	–	–	–	–	151	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	7,798	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	790	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	54	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	122	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	67,824	–	628	–	–	–	–	–	–	72	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	6,204	–	–	–	–	–	–	–	–	12,404	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	48	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	48	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	1,846	828	2,768	–	252	–	733	–	686	592	–	253	–
自己居住用不動産等向け	–	–	–	1,846	828	1,477	–	–	–	733	–	–	592	–	–	–
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	1,290	–	252	–	–	–	686	–	–	253	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	26	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	302	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	–	83,035	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	68,191	83,035	–	77,455	828	3,396	–	252	–	733	–	734	13,247	–	253	–

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和６年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,930
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	55,981
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,939
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7,798
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	790
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	54
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	122
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	68,525
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	1,931	–	47,130	–	–	14,390	–	–	–	–	–	–	–	–	82,060
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	29,530	–	–	–	–	16,299	–	–	–	–	–	–	–	–	45,878
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	48
不動産関連向け	6,975	372	–	–	3,789	–	–	3,110	24,325	–	–	–	–	–	–	46,534
自己居住用不動産等向け	3,139	5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8,623
賃貸用不動産向け	–	367	–	–	–	–	–	3,110	–	–	–	–	–	–	–	5,960
事業用不動産関連向け	3,835	–	–	–	3,789	–	–	–	24,325	–	–	–	–	–	–	31,950
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6	–	–	–	6
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	187	–	–	–	–	3,766	–	–	–	3,981
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	344	–	–	–	–	–	–	–	–	344
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	302
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	83,035
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	379	–	–	–	–	–	6,065	–	–	6,445
合　計	6,975	31,834	–	47,130	3,789	–	31,602	3,110	24,325	–	–	3,773	6,065	–	–	406,736

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和７年度															
現金	3,268	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,635	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	10,577	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	106	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	75,625	–	796	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	5,865	–	–	–	–	–	–	–	–	10,096	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	5,948	–	–	–	–	–	–	–	12	651	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	30	–	–	–	–	–	–	–	12	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	5,733	328	3,535	–	438	–	195	–	1,405	516	–	585	4
自己居住用不動産等向け	–	–	–	5,733	328	840	–	–	–	195	–	–	516	–	–	4
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	2,694	–	438	–	–	–	1,405	–	–	585	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	272	–	–	–	–	–	–	–	–	118	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	214	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	–	75,586	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	76,481	75,586	–	93,767	328	4,331	–	438	–	195	–	1,417	11,382	–	585	4

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和７年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3,268
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	62,635
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	10,577
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	106
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	76,422
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	988	–	41,267	–	–	19,155	–	–	–	–	–	–	–	–	77,373
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	26,767	–	–	–	–	9,350	–	–	–	–	–	–	–	–	42,729
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	43
不動産関連向け	9,363	368	–	–	5,559	–	–	3,850	27,129	–	–	73	–	–	–	59,087
自己居住用不動産等向け	1,535	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9,153
賃貸用不動産向け	–	368	–	–	–	–	–	3,850	–	–	–	–	–	–	–	9,342
事業用不動産関連向け	7,828	–	–	–	5,559	–	–	–	27,129	–	–	73	–	–	–	40,591
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	139	–	–	–	–	4,157	–	–	–	4,688
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	240	–	–	–	–	–	–	–	–	240
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	214
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	75,586
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	116	–	–	–	–	–	4,854	–	–	4,971
合　計	9,363	28,123	–	41,267	5,559	–	29,002	3,850	27,129	–	–	4,231	4,854	–	–	417,901

ヘ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和６年度				令和７年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	242,718	465	22	110,126	250,689	415	21	105,865
40%～70%	19,686	7,398	10	13,349	22,798	8,407	13	17,985
75%	30,873	3,252	23	25,951	32,161	3,960	29	27,876
80%	－	－	－	－	－	－	－	－
85%	49,800	2,495	20	46,351	44,818	2,219	12	41,267
90～100%	43,333	2,105	70	43,772	45,065	1,625	35	44,573
105～130%	28,087	－	－	27,436	31,709	－	－	30,980
150%	3,847	217	10	3,820	4,316	102	10	4,231
250%	6,099	－	0	6,099	4,854	－	－	12,137
1,250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	3,161	－	－	3,161	2,618	－	－	3,449
合　計	427,607	15,935	21	280,068	439,033	16,731	19	288,365

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

（３）信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様とし、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。信用リスク削減手法としてのクレジット・デリバティブは利用しておりません。

派生商品取引及びレポ形式の取引については、法的に有効な相対ネッティング契約を用いておりません。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

（単位：百万円）

信用リスク削減手法／ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,194	6,007	11,940	12,437	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品とは有価証券・通貨・金利・商品等の金融（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定されるものをいい、具体的には先物・オプション・スワップ等があげられます。

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っております。

具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引を行っております。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。また、信用リスクへの対応は、取引相手方の取引実績等に基づき充分な管理のもと行っております。

その他、当金庫が運用している投資信託の資産構成の中で、派生商品取引に該当するものがあります。

また、長期決済期間取引とは約定日から有価証券等及び対価の受渡し・決済までの期間が一定の市場慣行を超える取引をいいますが、当金庫では長期決済期間取引に該当するものはありません。

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	－	－
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	－	－

（単位：百万円）

		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
		令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
①派生商品取引合計		64	112	28	1
	外国為替関連取引	64	111	27	0
	株式関連取引	0	0	0	0
②長期決済期間取引		－	－	－	－
合　計		64	112	28	1

（注）派生商品取引においては、担保による信用リスク削減手法を用いているものはございません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、（イ）オリジネーターの場合、（ロ）投資家の場合とも該当ございません。

（6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金等については、「市場関連リスク管理規程」及び「資金運用規程」においてリスク管理の手続きを明記し、さらに、経営会議において運用方針及びリスク限度額等を決定し、これに基づき運用並びにリスク管理を行っております。

また、これらにかかるリスクの認識については、時価評価、BPV（一定の価格変化に伴う損失額）、VaR（最大予想損失額）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的に経営会議、ALM 委員会、リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社株式等に関しては、お取引先との取引関係等において投資を行っておりますが、こちらのエクスポージャーについては毎年度末に発行会社の財務状況に基づき株式等の資産査定を行い、信用リスクの管理を行っております。

また、当該取引にかかる会計処理については日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

①貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	令和６年度		令和７年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,130	13,130	8,576	8,576
非上場株式等	1,447	1,447	1,582	1,582
合　計	14,577	14,577	10,159	10,159

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
売却益	131	366
売却損	77	19
償　却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
評価損益	1,357	3,228

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
評価損益	－	－

（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,165	3,449
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

（8）金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク」をいいます。当金庫が行う取引には、預金・貸出金・有価証券を中心とした銀行勘定の取引があります。金利リスクは、全ての金利感応度資産・負債、オフバランス取引を計測の対象としております。

・リスク管理及びリスク削減の方針

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることとしており、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

・金利リスクの計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しております。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法

金利リスクに関するヘッジは行っておりません。

②金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ EVE 及び⊿ NII は、以下の定義に基づいて算定しております。

⊿ EVE とは IRRBB のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

⊿ NII とは、IRRBB のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

金利リスクの算定手法

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.292 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5 年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。また、⊿ EVE 及び⊿ NII が負の値となる金利ショックシナリオについては、当該項目を「-」としております。
スプレッドに関する前提	計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めておりません。
内部モデルの使用等、⊿ EVE 及び⊿ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	⊿ EVE は、有価証券（ファンド）の減少を主因に前年度比減少しております。 ⊿ NII は、市場金利の上昇により前年度比増加しております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト（⊿ EVE/ 自己資本の額）の結果は監督上の基準値である 20%以内であり、問題ない水準と認識しております。

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿ EVE		⊿ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,436	4,722	299	196
2	下方パラレルシフト	－	－	－	△ 101
3	スティープ化	2,950	4,330		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,436	4,722	299	196
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,436		21,830	

自己資本の充実の状況等について（連結）

Ⅱ．連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1．当金庫グループの連結子会社の名称及び主要な事業の内容

当金庫グループの連結子会社は、右記の１社で、信用金庫業務を中心に事務受託業務などの金融サービスを提供しております。

会　社　名	事業の内容
（株）こうさんビジネスサービス	事務用品販売、不動産管理事務受託

2．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	令和６年度	令和７年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,911	23,672
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,619	2,684
うち、利益剰余金の額	19,410	21,097
うち、外部流出予定額（△）	76	78
うち、上記以外に該当するものの額	△ 42	△ 30
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	536	459
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	536	459
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	22,448	24,132
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	314	346
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	314	346
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額	246	285
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	560	631
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	21,887	23,500
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	179,033	185,915
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,098	△ 5,825
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	9,146	9,459
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	188,179	195,375
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.63%	12.02%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

3. 定量的な開示事項

（1）自己資本の充実度に関する事項

当金庫グループの連結自己資本比率は 12.02% と国内基準の 4%を大きく上回っております。

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセットの額の合計	179,033	7,161	185,915	7,436
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	184,862	7,394	188,174	7,526
ソブリン向け	25	1	21	0
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,178	407	12,039	481
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–
法人等向け	62,734	2,509	61,195	2,447
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,846	1,393	30,946	1,237
トランザクター向け	13	0	11	0
不動産関連向け	40,145	1,605	49,595	1,983
自己居住用不動産等向け	2,813	112	2,894	115
賃貸用不動産向け	4,477	179	6,264	250
事業用不動産関連向け	32,853	1,314	40,436	1,617
その他不動産関連向け	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	10	0	–	–
延滞等向け	5,624	224	6,489	259
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	332	13	240	9
取立未済手形	60	2	42	1
信用保証協会等による保証付	5,538	221	5,429	217
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
株式等	15,407	616	12,037	481
上記以外	9,652	386	10,136	405
重要な出資のエクスポージャー	–	–	–	–
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	66	2	–	–
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,200	88	2,190	87
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	–	–	–	–
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	–	–	–	–
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー	192	7	–	–
上記以外のエクスポージャー	7,193	287	7,946	317

（単位：百万円）

			令和６年度		令和７年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー			−	−	−	−
	証券化	STC 要件適用分	−	−	−	−
		短期 STC 要件適用分	−	−	−	−
		不良債権証券化適用分	−	−	−	−
		STC・不良債権証券化適用対象外分	−	−	−	−
	再証券化		−	−	−	−
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			3,227	129	3,449	137
	ルック・スルー方式		3,227	129	3,449	137
	マンデート方式		−	−	−	−
	蓋然性方式（250%）		−	−	−	−
	蓋然性方式（400%）		−	−	−	−
	フォールバック方式（1250%）		−	−	−	−
④未決済取引			−	−	−	−
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 9,098	△ 363	△ 5,825	△ 233
⑥CVA リスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）			41	1	1	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			0	0	−	−
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			9,146	365	9,459	378
BI			6,097		5,453	
BIC			731		654	
ハ．連結リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）			188,179	7,527	195,375	7,815

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセット× 4%
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体のことです。
4．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5．当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6．当金庫グループは、標準的計測手法かつＩＬＭを「1」によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。
7．連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）× 4%

（2）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ＼ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
国内	428,235	442,872	252,653	256,600	60,591	60,551	2,858	227	9,360	9,681
国外	4,800	–	–	–	4,800	–	–	–	–	–
地域別合計	**433,035**	**442,872**	**252,653**	**256,600**	**65,391**	**60,551**	**2,858**	**227**	**9,360**	**9,681**
製造業	18,129	14,182	12,508	10,911	5,621	3,270	–	–	235	187
農・林・漁・鉱業	8	10	8	10	–	–	–	–	–	6
建設業	16,704	15,823	16,024	15,143	679	679	–	–	352	211
電気・ガス・熱供給・水道業	499	–	–	–	499	–	–	–	–	–
情報通信業	12,602	12,236	9,583	8,806	2,655	3,128	–	–	376	513
運輸業、郵便業	4,321	4,624	4,128	4,465	193	158	–	–	130	106
卸売業、小売業	45,831	45,812	43,722	42,582	2,108	3,229	–	–	3,374	3,495
金融業、保険業	107,168	121,493	287	289	4,875	8,449	–	–	–	–
不動産業	92,738	99,515	86,125	92,610	3,552	3,847	–	–	1,919	1,929
物品賃貸業	667	1,805	667	731	–	1,073	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	10,439	9,867	10,439	9,867	–	–	–	–	580	606
宿泊業	4,169	4,024	4,169	4,024	–	–	–	–	–	–
飲食業	8,663	8,465	8,663	8,465	–	–	–	–	340	391
生活関連サービス業、娯楽業	1,928	1,750	1,928	1,750	–	–	–	–	46	48
教育・学習支援業	1,297	1,328	1,297	1,328	–	–	–	–	43	118
医療・福祉	1,380	1,570	1,380	1,570	–	–	–	–	2	1
その他のサービス	30,781	27,638	25,186	26,362	5,294	954	–	–	1,456	1,232
国・地方公共団体等	29,567	33,791	–	–	29,560	33,684	–	–	–	–
個人	25,840	27,187	25,832	27,178	–	–	–	–	501	831
その他	20,294	11,744	700	500	10,350	3,592	2,858	227	–	–
業種別合計	**433,035**	**442,872**	**252,653**	**256,600**	**65,391**	**62,070**	**2,858**	**227**	**9,360**	**9,681**
１年以下	63,699	59,326	42,816	46,151	4,300	800	–	–		
１年超３年以下	64,472	79,641	31,382	32,152	3,011	7,033	–	–		
３年超５年以下	46,129	74,131	32,181	47,903	9,348	21,191	–	–		
５年超７年以下	62,428	34,951	46,925	27,308	14,467	7,642	–	–		
７年超 10 年以下	47,213	43,107	29,531	27,459	16,682	14,148	–	–		
10 年超	76,164	80,487	69,504	74,324	5,659	5,662	–	–		
期間の定めのないもの	72,927	71,227	312	1,301	11,919	5,590	2,858	227		
残存期間別合計	**433,035**	**442,872**	**252,653**	**256,600**	**65,391**	**62,070**	**2,858**	**227**		

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
2．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4．CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和６年度	746	536	－	746	536
	令和７年度	536	460	－	536	460
個別貸倒引当金	令和６年度	672	751	167	505	751
	令和７年度	751	478	200	550	478
合　計	令和６年度	1,418	1,287	167	1,251	1,287
	令和７年度	1,287	938	200	1,087	938

（注）当金庫グループでは、連結自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
製造業	16	3	△ 13	5	3	9	25	0
農・林・漁・鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	77	45	△ 31	△ 43	45	1	116	39
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	52	58	6	△ 17	58	40	12	58
運輸業、郵便業	1	0	△ 1	0	0	0	0	0
卸売業、小売業	314	338	24	△ 51	338	287	56	37
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	51	33	△ 17	△ 33	33	0	6	15
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	0	40	40	1	40	42	1	27
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	62	10	△ 51	8	10	19	10	0
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－
教育・学習支援業	6	5	0	0	5	6	－	－
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	－	－
その他のサービス	67	190	123	△ 161	190	29	12	109
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	22	22	0	18	22	41	0	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	672	751	78	△ 272	751	478	243	288

（注）1．当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．「貸出金償却」は、個別貸倒引当金の目的取崩額と相殺する前の計数を記載しております。
3．当金庫グループでは、連結自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
4．業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和６年度					
現金	2,930	－	2,930	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	－	55,981	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,939	－	1,939	－	147	8%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	7,798	－	7,798	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	790	－	790	－	158	20%
国際開発銀行向け	54	－	54	－	－	0%
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	3	－	3	－	0	20%
地方三公社向け	122	－	122	－	24	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	68,525	－	68,525	－	10,178	15%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	86,260	3,026	81,563	496	62,734	76%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	49,699	11,906	44,484	1,393	34,846	76%
トランザクター向け	－	7,695	－	48	13	27%
不動産関連向け	46,986	321	46,213	321	40,126	86%
自己居住用不動産等向け	8,653	－	8,623	－	2,813	33%
賃貸用不動産向け	5,938	60	5,900	60	4,477	75%
事業用不動産関連向け	32,394	260	31,690	260	32,853	103%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	6	－	6	－	10	150%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,084	263	3,976	4	5,624	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	323	21	323	21	332	96%
取立未済手形	302	－	302	－	60	20%
信用保証協会等による保証付	83,034	16	83,034	1	5,538	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	6,025	379	6,025	379	15,064	235%
合　計	414,870	15,935	404,076	2,619	174,847	43%

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和７年度					
現金	3,270	－	3,270	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,635	－	62,635	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	10,577	－	10,577	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	106	－	106	－	21	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	76,422	－	76,422	－	12,039	16%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	81,535	3,291	77,077	296	61,195	79%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	46,551	12,975	41,359	1,370	30,946	72%
トランザクター向け	－	8,424	－	43	11	27%
不動産関連向け	59,715	299	58,787	299	49,595	84%
自己居住用不動産等向け	9,181	－	9,153	－	2,894	32%
賃貸用不動産向け	9,339	53	9,289	53	6,264	67%
事業用不動産関連向け	41,193	246	40,344	246	40,436	100%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,793	148	4,683	4	6,489	138%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	241	－	240	－	240	100%
取立未済手形	214	－	214	－	42	20%
信用保証協会等による保証付	75,584	16	75,584	1	5,429	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,814	116	4,814	116	12,153	246%
合　計	426,462	16,848	415,773	2,089	178,154	43%

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和６年度															
現金	2,930	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,426	–	–	361	–	–	–	–	–	–	–	–	151	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	7,798	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	790	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	54	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	122	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	67,824	–	628	–	–	–	–	–	–	72	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	6,204	–	–	–	–	–	–	–	–	12,404	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	48	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	48	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	1,846	828	2,768	–	252	–	733	–	686	592	–	253	–
自己居住用不動産等向け	–	–	–	1,846	828	1,477	–	–	–	733	–	–	592	–	–	–
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	1,290	–	252	–	–	–	686	–	–	253	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	26	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	302	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	–	83,035	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	68,191	83,035	–	77,455	828	3,396	–	252	–	733	–	734	13,247	–	253	–

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和６年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,930
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	55,981
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,939
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7,798
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	790
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	54
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	122
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	68,525
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	1,931	–	47,130	–	–	14,390	–	–	–	–	–	–	–	–	82,060
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	29,530	–	–	–	–	16,299	–	–	–	–	–	–	–	–	45,878
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	48
不動産関連向け	6,975	372	–	–	3,789	–	–	3,110	24,325	–	–	–	–	–	–	46,534
自己居住用不動産等向け	3,139	5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8,623
賃貸用不動産向け	–	367	–	–	–	–	–	3,110	–	–	–	–	–	–	–	5,960
事業用不動産関連向け	3,835	–	–	–	3,789	–	–	–	24,325	–	–	–	–	–	–	31,950
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6	–	–	–	6
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	187	–	–	–	–	3,766	–	–	–	3,981
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	344	–	–	–	–	–	–	–	–	344
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	302
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	83,035
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	379	–	–	–	–	–	6,025	–	–	6,405
合　計	6,975	31,834	–	47,130	3,789	–	31,602	3,110	24,325	–	–	3,773	6,025	–	–	406,696

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和７年度															
現金	3,270	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,635	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	10,577	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	106	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	75,625	–	796	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	5,865	–	–	–	–	–	–	–	–	10,096	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	5,948	–	–	–	–	–	–	–	12	651	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	30	–	–	–	–	–	–	–	12	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	5,733	328	3,535	–	438	–	195	–	1,405	516	–	585	4
自己居住用不動産等向け	–	–	–	5,733	328	840	–	–	–	195	–	–	516	–	–	4
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	2,694	–	438	–	–	–	1,405	–	–	585	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	272	–	–	–	–	–	–	–	–	118	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	214	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	–	75,586	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	76,483	75,586	–	93,767	328	4,331	–	438	–	195	–	1,417	11,382	–	585	4

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和７年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3,270
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	62,635
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	10,577
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	106
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	76,422
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	988	–	41,267	–	–	19,155	–	–	–	–	–	–	–	–	77,373
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	26,767	–	–	–	–	9,350	–	–	–	–	–	–	–	–	42,729
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	43
不動産関連向け	9,363	368	–	–	5,559	–	–	3,850	27,129	–	–	73	–	–	–	59,087
自己居住用不動産等向け	1,535	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9,153
賃貸用不動産向け	–	368	–	–	–	–	–	3,850	–	–	–	–	–	–	–	9,342
事業用不動産関連向け	7,828	–	–	–	5,559	–	–	–	27,129	–	–	73	–	–	–	40,591
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC 向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	139	–	–	–	–	4,157	–	–	–	4,688
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	240	–	–	–	–	–	–	–	–	240
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	214
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	75,586
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	116	–	–	–	–	–	4,814	–	–	4,931
合　計	9,363	28,123	–	41,267	5,559	–	29,002	3,850	27,129	–	–	4,231	4,814	–	–	417,863

ヘ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和６年度				令和７年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	242,718	465	22	110,126	250,691	415	21	105,865
40%～70%	19,686	7,398	10	13,349	22,798	8,407	12	17,985
75%	30,873	3,252	23	25,951	32,161	3,960	28	27,876
80%	－	－	－	－	－	－	－	－
85%	49,800	2,495	20	46,351	44,818	2,219	12	41,267
90～100%	43,333	2,105	70	43,772	45,073	1,625	35	44,581
105～130%	28,087	－	－	27,436	31,709	－	－	30,980
150%	3,847	217	10	3,752	4,316	102	10	4,231
250%	6,059	－	－	6,099	4,814	－	－	12,037
1,250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	3,161	－	－	3,161	2,618	－	－	3,449
合　計	427,567	15,935	－	280,069	439,003	16,731	19	288,273

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

（3）信用リスク削減手法に関する事項

（単位：百万円）

信用リスク削減手法／ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,194	6,007	11,940	12,437	－	－

（注）当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	－	－
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	－	－

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
①派生商品取引合計	64	112	28	1
外国為替関連取引	64	111	27	0
株式関連取引	0	0	0	0
②長期決済期間取引	－	－	－	－
合　計	64	112	28	1

（注）派生商品取引においては、担保による信用リスク削減手法を用いているものはございません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫グループでは、（イ）オリジネーターの場合、（ロ）投資家の場合とも該当ございません。

（6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	令和６年度		令和７年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,130	13,130	8,576	8,576
非上場株式等	1,384	1,384	1,582	1,582
合　計	14,514	14,514	10,159	10,159

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
売却益	131	366
売却損	77	19
償　却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
評価損益	1,357	3,228

④連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
評価損益	－	－

（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,165	3,449
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

（8）金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,436	4,722	299	196
2	下方パラレルシフト	－	－	－	△101
3	スティープ化	2,950	4,330		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,436	4,722	299	196
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,500		21,887	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「単体における事業年度の開示事項」（8）金利事項に関する事項の項目に記載しております。

開示項目一覧

A　単体ベースの開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織 …… REPORT.30
（2）理事・監事の氏名及び役職名 …… REPORT.30
（3）会計監査人の名称 …… REPORT.30
（4）事業所の名称及び所在地 …… REPORT.32
（5）信用金庫代理業者に関する事項 …… 該当なし

2. 金庫の主要な事業の内容 …… REPORT.24

3. 金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 …… REPORT.13
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 …… REPORT.13
①経常収益　②経常利益又は経常損失　③当期純利益又は当期純損失
④出資総額及び出資総口数　⑤純資産額　⑥総資産額
⑦預金積金残高　⑧貸出金残高　⑨有価証券残高
⑩単体自己資本比率　⑪出資に対する配当金　⑫職員数
（3）直近の２事業年度における事業の状況
①主要な業務の状況を示す指標
ア．業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）…… 資料編 .7
イ．資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …… 資料編 .7
ウ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや …… 資料編 .7
エ．受取利息及び支払利息の増減 …… 資料編 .8
オ．総資産経常利益率 …… 資料編 .7
カ．総資産当期純利益率 …… 資料編 .7
②預金に関する指標
ア．流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …… 資料編 .9
イ．固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …… 資料編 .9
③貸出金等に関する指標
ア．手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… 資料編 .10
イ．固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 資料編 .10
ウ．担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額 …… 資料編 .11
エ．使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高 …… 資料編 .11
オ．業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 資料編 .10
カ．預貸率の期末値及び期中平均値 …… 資料編 .8
④有価証券に関する指標
ア．商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分）の平均残高 …… 該当なし
イ．有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券、その他の証券の区分）の残存期間別の残高 …… 資料編 .12
ウ．有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分）の平均残高 …… 資料編 .12
エ．預証率の期末値及び期中平均値 …… 資料編 .8

4. 金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制 …… REPORT.21
（2）法令等遵守の体制 …… REPORT.19
（3）中小企業の経営の改善および地域活性化のための取組状況 …… REPORT.6
（4）ADR 制度への対応 …… REPORT.26

5. 金庫の直近の２事業年度における財産の状況
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 資料編 .1
（2）金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から⑤までに掲げるものの合計額 …… REPORT.7
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権　②危険債権
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）　④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
⑤正常債権
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 資料編 .21
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 …… 資料編 .13
②金銭の信託 …… 該当なし
③デリバティブ等取引 …… 資料編 .14
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 資料編 .10
（6）貸出金償却の額 …… 資料編 .10
（7）金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合はその旨 …… 資料編 .3

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるも …… 資料編 .6

B　連結ベースの開示項目

1. 金庫及びその子会社等（説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く、以下同じ）の概況に関する事項
（1）金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 …… 資料編 .15
（2）金庫の子会社等に関する事項 …… 資料編 .15
①名称　②主たる営業所又は事業所の所在地　③資本金又は出資金
④事業の内容　⑤設立年月日　⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合　⑦金庫の１の子会社等以外の子会社等が保有する当該１の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 …… 資料編 .15
（2）直近の５連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 …… 資料編 .16
①経常収益　②経常利益又は経常損失　③親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失　④純資産額　⑤総資産額
⑥連結自己資本比率

3. 金庫及びその子会社等の直近の２連結会計年度における財産の状況に関する事項
（1）連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 …… 資料編 .15 ,16
（2）金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額 …… 資料編 .16
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権　②危険債権
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）　④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
⑤正常債権
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 資料編 .35
（4）金庫及びその子法人等が２以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの …… 資料編 .16

金融再生法の開示項目
資産の査定の公表 …… REPORT.17

バーゼルⅢ第３の柱による開示
単体 …… 資料編 .21
連結 …… 資料編 .35

任意の開示項目
営業地区及び会員数 …… REPORT.12
地域貢献 …… REPORT.2
トピックス（１年の歩み） …… REPORT.10
貸出運営についての考え方 …… REPORT.25
金融商品に係る勧誘方針 …… REPORT.26
顧客保護管理方針 …… REPORT.19
個人情報保護について …… REPORT.20
経営者保証に関する取組方針 …… REPORT.20
反社会的勢力に対する基本方針 …… REPORT.20
利益相反管理方針 …… REPORT.20
商品ご利用にあたっての留意事項 …… REPORT.24
主な手数料一覧 …… REPORT.27
報酬体系について …… 資料編 .6
経費の内訳 …… 資料編 .8
預金者別残高 …… 資料編 .9
財形貯蓄残高 …… 資料編 .9
役職員一人当たりの預金残高 …… 資料編 .9
役職員一人当たりの貸出金残高 …… 資料編 .12
一店舗当たりの預金残高 …… 資料編 .9
一店舗当たりの貸出金残高 …… 資料編 .12
消費者ローン・住宅ローン残高 …… 資料編 .11
代理貸付残高の内訳 …… 資料編 .11
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・取引状況 …… REPORT.17
内国為替取扱実績 …… 資料編 .14
外国為替取扱実績 …… 資料編 .14
外貨建資産残高 …… 資料編 .14
公共債引受及び窓口販売実績 …… 資料編 .14
自動機器設置台数 …… 資料編 .14
総代会の仕組み …… REPORT.28
金庫の沿革 …… REPORT.31

想いに寄り添い、未来へつなぐ

興産信用金庫

KOSAN

(本店)〒101-0035　東京都千代田区神田紺屋町41　　Tel:03-3254-3335
(本部)〒101-0051　東京都千代田区神田神保町1-40　Tel:03-6739-7700(代表)
ホームページアドレス　https://www.shinkin.co.jp/kosan/
お問い合せ先：総合企画部 Tel:03-6739-7791